

「千葉市の教育に関する大綱」の改定について

1 改定の背景

平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」といいます。）第1条の3では、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することが規定されています。

また、大綱は、地教行法第1条の4により設置された総合教育会議において、首長及び教育委員会が協議・調整をしたうえで、首長が定めるものとなっており、本市では、平成28年3月に、総合教育会議での協議を経て、「千葉市の教育に関する大綱」（以下「大綱」といいます。）を策定しました。

このたび、令和3年度末に現行教育大綱の対象期間が満了することを受け、本市のこれまでの取組みや現在の社会状況等を踏まえ、総合教育会議における審議を経て、大綱の改定を行います。

2 大綱の対象期間

令和4年度から令和7年度まで（4年間）

3 策定経過

大綱改定案策定にあたり、市長が、学校現場等の視察や、生徒やPTAとの意見交換を行いました。

1/18 稲毛高校視察、市長と生徒との意見交換

2/2 緑町中学校市長視察

2/2 新宿小PTAとの意見交換

2/10 市立第二養護学校市長視察

2/17 教育センター職員との意見交換会

4 教育大綱改定案

別紙のとおり